

平成16年3月30日
厚生労働省発表

「労災病院の再編計画」について(概要)

1 趣 旨

平成13年12月19日の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」を踏まえ、労災病院が労働政策として期待される役割を適切に果たし得るよう機能の再編強化を図るため、「労災病院の再編計画」を策定する。計画の概要は以下のとおり。

2 労災病院の今後の位置付け

(1) 労災病院の役割

被災労働者の早期職場復帰及び勤労者の健康確保という労働政策の推進に寄与するため、労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的な医療(=「勤労者医療」)において中核的役割を担う。

(2) 強化すべき機能

- ① 勤労者医療に関する効果的、効率的な研究・開発を推進するための労災病院群としての研究機能の強化
- ② 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供の重点化
- ③ 労災指定医療機関、産業医等に対する勤労者医療の地域支援機能の強化、等。

3 労災病院の機能強化を図るための再編

- (1) 臨床研究機能を集約的に担う病院を「中核病院」と位置付け、それ以外の病院との間で、勤労者医療に関する全国的なネットワークを構築。
- (2) 各労災病院について、①現に有する診療・研究機能、②経営の収支状況、③地域的配置状況、を総合的に評価。
- (3) 以上を踏まえ、現在の37病院を30病院(5病院の廃止、4病院を2病院に統合)に再編成。

4 労災病院の廃止等に当たっての留意点

- (1) 関係地方公共団体の長その他地元の関係者と協議し、当該地域医療において必要不可欠との判断から存続を要望する労災病院に関しては、地方公共団体又は民間への移譲を積極的に推進。
- (2) 患者の診療・療養先の確保及び労災病院職員の雇用の確保に十分配慮。